

新潟市舗装マニュアルの改訂について

令和3年4月より適用

主要改訂箇所 概要

章	項目	内容
第2章	舗装の計画	・コンクリート舗装の比較検討 (コンクリート舗装の比較検討明記)
第3章	舗装の設計	・交通量伸び率 (交通センサスを基準とした伸び率更新)
		・仮設道路(迂回路)等 (仮設道路(迂回路)等の設計方法明記(設計期間20年未満))
第4章	舗装の施工	・建設リサイクル (リサイクル原則化のルール追記)
第6章	各種の舗装	・橋面舗装 (橋面舗装・防水層の内容拡充改訂)
別冊化	舗装の維持・管理	・舗装の維持・修繕 (舗装の維持・修繕分冊化、舗装点検等の明記)

○「第2章 舗装の計画」 コンクリート舗装の比較検討

(コンクリート舗装の比較検討明記)

近年の社会情勢である「コンクリート舗装等耐久性の高い素材の採用等によるLCCの縮減を目指す」観点や、「新潟市測量・調査・設計業務委託共通仕様書」におけるコンクリート舗装の検討が盛り込まれたことにより追記致しました。

○「第3章 舗装の設計」 交通量伸び率

(舗装計画交通量：交通センサスを基準とした伸び率更新)

設計期間における舗装計画交通量を求める際の「平成17年度交通センサス」を基準としていた伸び率を、現時点で最新である「平成27年度交通センサス」を基準とした伸び率に更新致しました。

○「第3章 舗装の設計」 仮設道路(迂回路)等

(設計期間20年未満における仮設道路(迂回路)等の設計方法明記)

本市における道路の設計期間は20年としているが、設計期間20年未満の仮設道路(迂回路)等では供用期間に基づいた舗装構成を設計できるように追記致しました。

なお、仮設道路とは迂回路を示し、道路占用工事における仮復旧とは異なるものではありません。

○「第4章 舗装の施工」 建設リサイクル

(リサイクル原則化のルール追記)

公共建設工事は今後更に再生資源の利用および建設副産物の再資源化施設等への搬出の推進に積極的に取り組む必要があることから、「リサイクル原則化のルール」を明記致しました。

○「第6章 各種の舗装」 橋面舗装

(橋面舗装・防水層の内容拡充改訂)

本市は大小含め数多くの橋梁を有しており橋面舗装・防水層の内容拡充および改訂致しました。

○舗装の維持・修繕

(舗装の維持・修繕分冊化および維持管理に関する舗装点検等の明記)

近年、道路法が一部改正され、点検に関する基準等を含め維持管理が重要視されたことにより内容拡充を含め分冊化致しました。